

広島県告示第八百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十二年十一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地		変更年月日
	新	旧	
阪田医院	三原市幸崎町能地四丁目一〇番五号	三原市幸崎町能地三三八二番地二	平成二二年八月三〇日
平山歯科医院	三原市幸崎町能地四丁目二一番七号	三原市幸崎町能地三五四二番地四	平成二二年八月三〇日
幸崎調剤薬局	三原市幸崎町能地四丁目一〇番二二号	三原市幸崎町能地三三八四番地二	平成二二年八月三〇日
住田薬局	三原市幸崎町能地四丁目八番五号	三原市幸崎町能地三二八九番地	平成二二年八月三〇日
有限会社有豊薬局	安芸郡坂町坂西一丁目一六番三四号	安芸郡坂町三三五七番地	平成一六年二月二日